

第 21 期第 37 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 6 年 3 月 13 日（水）午後 1 時 55 分から午後 2 時 35 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階 「第 5 会議室」

議 題

1 指示事項

(1) コイの持ち出しの禁止及び放流等について (資料 1)

2 協議事項

(1) コイの持ち出しの承認基準について (資料 2)

3 その他

(1) 令和 6 年 6 月の委員会開催日程について

(2) その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、細川 孝、本多 菊男
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 荒井事務局長代理、竹村主事、鈴木臨時主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、照井 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、中川技師

議 事

事) 荒井代理

それではこれより委員会を開催いたします。

皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中10名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願いたします。

議 長
(井貫会長)

それでは、第37回の内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の議題は指示事項1件、協議事項が1件、その他となっております。まず本日の議事録署名人を指名させていただきます。東委員、安藤委員、よろしくお願いたします。

両委員

了 承

議 長

それでは議事に入ります。まず指示事項(1)の「コイの持ち出しの禁止及び放流等について」を議題といたしますが、これにつきましては、次の協議事項(1)の「コイの持ち出しの承認基準について」とも関連しておりますので、一括して議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事) 鈴木臨時主事

【資料1及び2に基づき説明】

議 長

ただいま、指示案と委員会承認基準案について事務局から説明がありました。何か質問、御意見等ありましたらお願いします。

津谷委員

資料1の4ページ、5ページです。4ページでは令和4年は、左側の表では、神奈川県は天然水域、私有水面とも0件になっていて、5ページでは、令和4年の合計が13件、養殖場等で13件、天然水域は0件、合計で13件になっていて、4ページの右の表、令和5年度は、神奈川県が1件です。

年度の違いはもちろんありますが、4ページの左の表と5ページの数値はどうして違うのでしょうか。

事) 荒井代理

まず4ページの左の表でございますけれども、こちらは全内漁管連の東日本ブロック協議会に所属している都道府県でございます、それに対して5ページの表は全国の状況をまとめたものですので、まず集計対象地域が異なっているということでございます。

津谷委員

神奈川県に限らないということですね。4ページの右の表は令和5年度の確定診断結果ということですが、発生状況の数値は把握できるのですか。

事) 荒井代理

まず、4ページの左の表ですけれども、こちらは全内漁管連の東日本ブロック協議会の資料としてアンケートを関係都道府県に出したのが秋ということで、その後に発生したものは表には反映されないものですから、令和4年度

の状況が、左の表に記載されております。一方、右の表は、農水省がHPで随時更新発表しているもので、11月まで、数値が入っているということになります。

津谷委員
事) 荒井代理
津谷委員

令和5年度についての発生状況は別の資料もあるのでしょうか。

令和5年度が集計されるのは、今秋になろうかと思えます。

資料2の承認基準の方で、文章についての細かい話になりますが、1ページの2の承認の部分、下から3行目「この場合、当該管理者が持ち出し禁止水域を定めた知事（神奈川県環境農政局農水産部水産課）に、回収量等を連絡するものとする」という、文言になっていますが、これだと、持ち出し禁止水域を定めた知事と、持ち出し禁止水域を定めていない知事がいるように感じられて、単純に知事と言えばよいのではないかなと思うのですが。知事に対して報告連絡すると言えば済むのかなと。わざわざ持ち出し禁止水域を定めたという文言を入れる必要はないと思うのですが。ちょっと細かいことですが。

事) 荒井代理

これに関しましては持ち出し禁止区域を定めた知事というのを、改めて確認的に表示している、ということかと考えます。より明確に、その知事というのが、具体的に言うと水産課が指定しておりますのでそちらの方に連絡すると、一般の方にも分かりやすいように記載していることになります。

議 長
安藤委員

よろしいですか。|

この承認基準というのは毎回、毎年同じように案が出ていたものでしょうか。指示案とこの承認基準案を改めて見て一番気になったのは、指示案の方では、承認した場合を除きコイを持ち出してはならないと、はっきり言っているのですね。承認基準の方では、委員会の承認を得なければならない、基準というのはこうだよと言っている一方で、その文章の中で、持ち出し禁止水域の管理者がコイの死体等を回収するための採捕を除く、と書いてありますね。

そうすると、この採捕については、報告は要りますが、承認は要らないのですね。そうすると承認基準に、その承認が要らないことが書き込んであって、一方で指示案の方には、この承認の要らない採捕については全く触れていないのですね。

読んでいてそれがすごく気になって、どうしたらいいのかと考えましたら、単純に指示内容の持ち出しの禁止のところの、例えば最後に、承認基準の中に書いてある「ただし、持ち出し禁止水域の管理者が、コイの死体等を回収するための採捕を場合を除く」と入れれば、より明確になるのかなと両

方見比べて思ったのですが。その辺はどうでしょうか。

事) 荒井代理 委員のおっしゃる趣旨は理解いたしましたが、これまで記載の指示内容と承認基準ということで、やってきておりまして、その点については特にこれまで、議論はなかったものと考えております。

水) 石黒担当課長 水産課の方から説明させていただきます。今、御指摘いただいた点については確かにそうした記載も必要になるのかなとは思いますが、ただ、一方で委員会指示については変えるとなるとまた手続きが必要になってくるということで、今後どう整理するのかということになると思いますが、承認基準の方で死体等を回収するための採捕については、例えば承認を経たものとするとか、そういう方法もあるのかなというところで、そこで検討が必要かと思えます。

安藤委員 今言われたとおり、承認基準の中に承認の要らない採捕を入れて、届け出だけ頂戴と書いてあって、しかもその様式も定めてないということなので、どちらかに整理した方がいいと思います。

議 長 今回はともかく、来年以降、考慮していただければと思います。

安藤委員 1年かけて検討してください。

議 長 すみません。改めて幾つかあるのですがいいですか。

安藤委員 どうぞ。はい。

安藤委員 資料1の指示の2、放流等の制限のイですが、「生死を問わず、県内の公用水面等にコイを遺棄してはならない。」となっていますが、これがどういう状況なのか理解できないのですが。

アの方はいろいろ書いてあってこれは分かりますが、アの方を読んだ上で、改めてイを読むと、アに該当しないイというのは、具体的に何を指しているのか分からないのです。イはこういうケースのことという説明を具体的にお願いしたいのですが。

事) 荒井代理 委員がおっしゃるとおり、確かに分かりにくいところはあるかと思いますが、これに関しては1つは、放流ではないというような言い逃れを防ぐためということが考えられます。

安藤委員 途中ですみません。死体を放置してはいけないというのは分かりますが、でも生きているのを放したら放流になってしまいますよね。

議 長 放流ではなく遺棄ですと言われるのを防ぐということですよ。去年か一昨年にそんな議論をしています。

安藤委員 何回も議論している文章なので、いろいろ出ているとは思いますが。

事) 荒井代理 行為をする側の意識の点を問題にしているということかと存じます。

安藤委員
議 長
長塚委員

ということは、この書き方がやはり必要だということによろしいですね。他に何かございますか。

KHVにかかったコイは、見た目でわかるのですか。それとも死んでから何か症状が出てくるのですか。

水) 中川技師

KHVに感染しても元気なコイもいて、見た目だけでは感染しているか否かは判断できません。ただ死ぬと、KHVに感染したコイの特徴的な症状が出ると聞いております。

長塚委員

どんな症状ですか。

水) 中川技師

発病すると行動が緩慢になったり餌を食べなくなりますが、目立った外症は少なく、鰓の退色やびらん(ただれ)などが見られます。最終的な確定は、PCR検査をして確定診断ということになります。

議 長

この4ページの右の表は確定診断結果の数値ですよ。確定診断せずに発生したという報告は上がってこないのですか。農林水産省のホームページには注釈はでていませんか。発生数ではなくわざわざ確定診断結果と書いてあるので。

事) 鈴木臨時主事

ホームページ上には確定件数しか記載がなく、何件発生したとか診断を依頼された件数については記載がありません。

水) 石黒担当課長

確定診断結果という形で取りまとめられていますが、例えば本県の場合、既発生水域の場合には検査はしません。もし怪しいコイが出たとしてもです。他県ではどのような扱いになっているか分かりませんが、ここでは確定診断結果として集計されているのかなと判断しています。

議 長

確定診断というのは、処理で費用がかかった場合、交付金が出ますよね。

水) 石黒担当課長

日本水産資源保護協会で検査していますので有料です。

議 長

そこは関係ないのですか。確定診断しないと国費は出ないということでしょうか。

水) 石黒担当課長

今現在、国費、いわゆる検査料については支援はないかと思います。

議 長

基金はなくなりましたが、支援はあるのではないのでしょうか。

水) 相澤副技幹

よろしいですか。今、ホームページで確認したところ、2005年10月20日に持続的養殖生産確保法を改正施行し、新たに養殖業者などに、KHV病の発生時には都道府県知事への届出を義務付けるとともに、届出を受けた都道府県知事は検査を命ずることができることとしたほか、所有者などに対し、移動の制限や禁止を命ずることができることとし、まん延防止措置を拡充したほか、都道府県による調査や持続的養殖生産確保法に基づく感染コイ処分命令に係る助成措置を講じています、とあります。ホームページで確認

できるのはここまでです。

議長 20年も経つとみんな忘れてしまったのでしょうかね。発生状況と確定件数は違うかもしれないということですね。

水) 石黒担当課長 そうですね、はい。

安藤委員 すみません。あと、資料2の承認基準、3番、基準の(1)ですが、公的機関等が試験・研究を目的としての後に「知事の許可を受けてコイを採捕すること」となっていますが、例えばこれは「知事の許可を受けて」がなくて、「目的としてコイを採捕すること」ではまずいのでしょうか。というか、何の知事の許可を受けている場合がこれに該当するのかというのが、これを読んでも分からないのですが。

議長 これは特別採捕許可のことなのですか。

安藤委員 というのは、3番の(2)では、「公的機関等が、KHV病確認検査及び環境調査等を目的としてコイを採捕すること」あって、こちらの方は知事の許可のことは何も言ってないですね。

だから両方よく見比べると、(1)と(2)の違いがよく分からなくて、しかも(1)の方には、知事の許可を受けてとなっていて、わざわざ別にして、しかも知事の許可を受けたというその知事の許可とは何なのかが気になったのですが。

議長 (1)は普通にコイを獲るような感じで特別採捕許可がいる行為だと思うのですよね。

それに対して(2)は病気が出たよというのでやる場合だから、特別採捕許可など、県職員は要らないでしょうという制度だと思いましたが。

水) 石黒担当課長 基本的なコイの採捕は、大きさとか漁法によって県知事の許可が必要ないいわゆる特別採捕の許可と、規則に触れないで取る許可があるという中で、この承認基準としてはそうした特別採捕でコイを採る場合というのを基準の中に入れている、という整理だろうと考えております。

安藤委員 そうすると、一般の採捕、特採が要らない、漁具の許可も要らないという方法で採捕する場合は、これには該当しないのですが、その場合は持ち出しはできないということになりますね。

水) 石黒担当課長 この基準からするとそういうことになりますね。

安藤委員 そうすると特に許可を受けなくて一般的な採捕で、公的機関が採ったサンプルは、試験研究であっても持ち出しができないと。ただ、特採で取ったもの、あるいは採捕の許可を取ったものであれば認められるという、そこがどうもしっくりこない。なんでわざわざそれを分けてあるのかが。

これは、例えば、試験研究等を目的としてコイを採捕する場合にはまずいのですかね。

議長 試験研究を目的として採捕する場合に、特別採捕許可が出せるわけですよね。

安藤委員 特採ではなく一般的な、それらに触れない採捕方法で、試験研究で採捕するということは。

議長 そういうのは、ないのではないのでしょうか。

安藤委員 これをずっと見ていると、3の基準の(2)のほうは、KHVに関係なく、環境調査等を目的としてと書いてあって、環境調査ですから生物の種類数などの調査だと思いますが、この場合は特に知事の許可を受けて環境調査等をして、許可を受けなく環境調査等しても、基準の範囲に入るということで、(1)と(2)が矛盾するというか、基準がしっかり整合しないのです。

水) 石黒担当課長 委員がおっしゃることは理解しておりますが、この辺についてはおそらくこれを定めた時に整理されているかと思しますので、次回の委員会の際に御報告させていただければと思います。

議長 お願いします。

安藤委員 今回急に変えることはできないにしても、今まではこうしてきたということにあまり拘らず、来年に向けて、文章を直すことも考えていいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 その辺を整理して、資料1の6ページの続きでまとめておいていただければ、また次回以降、役に立つと思います。

他に何かございますか。

ないようでしたら、この委員会指示の案で委員会指示を発動してよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 ではそのように決定いたします。

また協議事項のコイの持ち出しの承認基準については、原案のとおり定めるといふことでよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 ではそのように決定いたします。

本日の議題は全部終了いたしましたけども、何か、委員の方から御発言ありますでしょうか。

よろしいですか。事務局、水産課から何かありますか。

事) 鈴木臨時主事 | 前回の委員会で、令和5年度の増殖実績のうち、酒匂川漁協のアユのその他の経費内訳について、安藤委員から御質問を頂戴しました。

この点につきまして、委員会終了当日、すぐに篠本委員を通じ酒匂川漁協さんから御回答を頂戴しました。約8割が餌代、消毒薬品代、残りの約2割が放流労務費とのことでした。以上です。

議長 | 別に内訳を示せとはなっていませんでしたね。

他に何かありますか。ないようですので、本日の委員会はこれで終了いたします。